

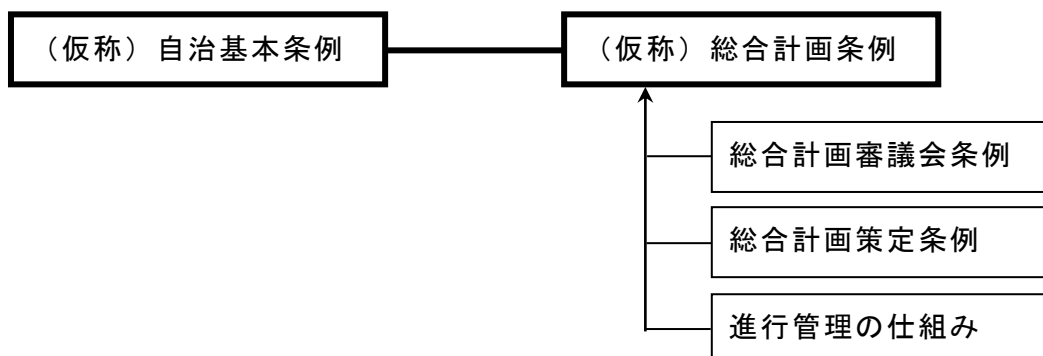
(仮称) 逗子市自治基本条例制定の検討にあたっての 総合計画に関すること (事務局案)

■ 総合計画に関する条例の経過と現状

- ◆ 現在、総合計画に関係する条例としては、逗子市総合計画審議会条例と総合計画策定条例があります。
- ◆ 総合計画審議会条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づいて設置する総合計画審議会の組織と運営について規定しています。
- ◆ 平成27年度を期首とする現在の逗子市総合計画を策定するにあたり、平成26年11月27日に逗子市総合計画策定条例を制定しました。
- ◆ この条例により、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものとして総合計画を策定すること、策定にあたっては市議会の議決を経ることなどを規定しています。

■ (仮称) 総合計画条例の内容と (仮称) 自治基本条例との関係

- ◆ この度、自治体経営の基本理念を明らかにし、それに基づく基本的なルール等を定める (仮称) 逗子市自治基本条例を制定するにあたり、当該条例に計画的な市政運営の指針である総合計画について位置付けようとするものです。
- ◆ 2つの既存条例を統合し、さらに現在の総合計画の進行管理にあたって構築した進行管理の仕組みも併せて整理し、(仮称) 総合計画条例に一本化します。
- ◆ (仮称) 自治基本条例には、(仮称) 総合計画条例の大本となる最も重要な考え方を位置付け、詳細については(仮称) 総合計画条例に位置付けます。



■（仮称）自治基本条例の規定内容（想定）

- ◆ 市長は、自治基本条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。
- ◆ 行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更にあたっては、総合計画と整合を図らなければなりません。
- ◆ 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を公表するものとします。

■（仮称）総合計画条例の内容（想定）

1. 趣旨

- ◆ 総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等について必要な事項を定めるものです。

2. 総合計画の構成等

- ◆ 総合計画は、基本構想及び実施計画で構成するものとします。
- ◆ 基本構想及び実施計画の内容は、次のとおりとします。
 - ・ 基本構想 … 逗子市の目指す将来像と分野毎の目指すまちの姿、その実現のための取組みの方向を示すもの
 - ・ 実施計画 … 基本構想を具現化するための、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするもの

3. 総合計画審議会

- ◆ 市長は、総合計画の策定、変更又は廃止（以下「策定等」という。）を行うときは、あらかじめ、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。）に諮問するものとします。
- ◆ この諮問に応じて調査及び審議するため、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置きます。
- ◆ 審議会は、市長が任命し、委員20人以内をもって組織します。
- ◆ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

4. 議会の議決

- ◆ 市長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならないこととします。

5. 総合計画の公表

- ◆ 市長は、総合計画の策定等を行ったときは、速やかにその内容を公表するものとします。

6. 総合計画と個別計画等の関係

- ◆ 総合計画は、その最上位の計画と位置付けます。
- ◆ 総合計画に掲げる政策の方向性を具体的に明らかにするための計画として基幹計画を、基幹計画に位置付けた個別の施策分野の取組みを明らかにするための計画として個別計画を策定するものとします。
- ◆ 基幹計画及び個別計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性を図り、総合計画、基幹計画、個別計画が一体となって計画の実現の推進を図るものとします。

7. 進行管理

- ◆ 市長は、総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進行管理及び効果検証を実施するものとします。
- ◆ 進行管理にあたっては、各個別計画及び各基幹計画の策定及び進行管理にかかる懇話会等における意見聴取を経た上で、総合計画審議会において総合計画としての進行管理を行い、その状況を公表するものとします。
- ◆ 各施策分野の連携等を図るとともに、各計画の効果的、効率的な推進を図るため、各個別計画及び各基幹計画の市民メンバーの代表により、広く横断的に情報共有等を行う場を設けるものとします。

8. 委任

- ◆ この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとします。

条例の施行日

- ◆ 条例は、公布の日から施行するものとします。